

## 北朝鮮による弾道ミサイル発射及び核実験に抗議する決議

北朝鮮が平成29年8月29日及び9月15日に発射した弾道ミサイルは、本国北海道上空を通過し、日本近海に落下した。これは、我が国の安全に対する重大な脅威である。

更に9月3日には、北朝鮮が過去最大規模の水爆による核実験を強行した。

これらは国連安保理決議に違反する行為であり、軍縮・核不拡散を求める世界的な潮流に逆行する暴挙である。

世界で唯一の被爆体験をした日本国民としても、あらゆる手段で核兵器廃絶への取り組みを行ってきたが、長年の努力を踏みにじるこのような行為を断じて許すことはできない。

和泉市は、昭和58年12月21日に「核兵器廃絶・平和都市宣言」を議決し、全世界から核兵器廃絶を願う平和都市として、これまでもたび重なる北朝鮮の暴挙に対し、平成22年には韓国への砲撃に対する抗議決議を可決し、また平成25年、28年には核実験に対する抗議文にて抗議の意を表明してきたところである。

以上のことから和泉市議会としては、これらの行為は断じて容認できず、北朝鮮に厳重に抗議する。

また、政府が引き続き国際社会と連携し、北朝鮮がかかる行為を繰り返すことがないよう強く要請するものである。

以上、決議する。

平成29年9月29日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣 殿